

研 究

世界市場における価値法則と国際価値論（Ⅱ・完）

—木下悦二教授の所説の検討—

杉 本 良 雄

はじめに

- I 国際価値論の分析視角
- II 国際価値論の方法
- III 世界市場の概念規定（以上 第34巻第6号）
- IV 価値法則の理解（以下 本号）
- V 世界市場における価値法則の修正
- VI 国際価値概念なき「国際価値」論

おわりに

IV 価値法則の理解

われわれが前稿で明らかにしてきたことは次のようなことであった。すなわち、国際価値実体説によらず国際価値関係説に立ちまた世界市場からではなく国民経済から出発する木下悦二教授の見解にあっては、世界市場と外国市場とが概念的に混同され、前者が後者に矮小化されていた。つまり、世界市場が国内市場と外国市場との関係に、あるいはある国民経済と他の国民経済との国際関係に解消されていた。それゆえ、木下教授は世界市場概念を科学的に設定することができず、世界市場における価値法則の貫徹様式を理解することができなかったということであった。

本節の課題は、ある国の国民的価値法則と他の国の国民的価値法則の国際関係に他ならないとする国際価値関係説は、木下教授のいかなる価値法則の理解から導出されてくるものなのであろうか、あるいは、世界市場において作用する価値法則と国民経済に存在する価値法則との相違をどこに見出されているのであろうか、という点を解明することにある。

まず、課題の出発点に置かれるべき価値法則は、木下教授にあっては、どのように理

解されているであろうか。

「価値法則とは、本来的にいって、単一社会の内部法則なのである。この際の『単一社会』を人類社会全体とみなすことは資本主義社会の現実からいって許されない。やはり、『国民経済』という単位において成立しているものとみるべきである。¹⁾」

「価値法則にせよ、生産価格、平均利潤、地代等々にせよ、一切の法則はつねに、総労働、総資本、総剰余価値、というように全体としての社会を前提してはじめて成立するのである。こうした全体としての社会が現実にはいまでもなく、イギリス資本主義、アメリカ資本主義、日本資本主義、ドイツ資本主義等々といわゆる国民経済の単位において存在している。したがって一般理論において展開された諸法則はまず、これらの国民経済の場において作用している²⁾のである。」

この二つの引用文において、木下教授の価値法則理解の独自性が示されている。価値法則とは、木下教授によれば、単一社会に他ならない国民経済の内部法則であり、あるいは同じことであるが、全体としての社会である国民経済の場においてのみ作用する法則なのである。しかし、このような価値法則の理解は、逆説的に言えば、世界市場における価値法則の適用を否定する立場であると言える。

それでは、価値法則は国民経済においてのみ貫徹するが世界市場においては作用しないという木下教授の価値法則観は、いかなる根拠に基づいて主張されているのであろうか。この点を改めて具体的に検討していくことにしよう。

第一の問題点は、資本と労働の移動可能性の存否が価値法則の存否のメルクマールとして捉えられているという点にある。木下教授はこの点をつぎのように述べておられる。

「資本と労働の移動の困難、したがって競争の制限が、国際経済に国内のそれと区別して論じなければならない独自の諸現象を生み出す出発点であるからである。…(中略)…国際間での資本、労働の移動が実際には一定の範囲で行なわれるにしても、移動の困難自体のなかに国際間の諸現象の本質につらなる特質が存在するのである。³⁾」

このように、資本と労働の移動可能性の存否をメルクマールとして、国民経済の価値法則と国際間のそれとが区別されている。ここで、国際間における資本と労働の移動の困難が国際間の諸現象の本質につらなる特質を規定するというのは、世界市場における資本と労働の移動の独自性を指摘されたものであると思われる。だが、木下教授においては、世界市場における資本と労働の移動の独自性をより具体的に究明するという観点³⁾が欠落しているという点が問題なのである。このような観点の欠如は、世界市場におい

て価値法則が作用しない論拠を国際間における資本と労働の移動の困難に求めているものに他ならないということを実は意味している。したがって、問題は、教授にあっては国際間における資本と労働の移動の困難が、世界市場における価値法則の作用を否定するさいの論拠として位置づけられているという点にあると言える。

だが、はたしてそうであろうか。決してそうではない。なぜなら、資本と労働の移動可能性の存否は利潤率の均等化または生産価格範疇の存否にかかわる問題⁴⁾であって、決して価値法則それ自体の存否にかかわる問題ではないからである。資本と労働の移動が存在するか否かの相違は、資本と労働の移動の可能性がある国民経済内部では利潤率の均等化または生産価格範疇が成立するのに対して、資本と労働の移動の可能性が制限されている世界市場では利潤率の国際的均等化または国際的生産価格範疇が成立しないという点に現われてくるだけである。それゆえ、資本と労働の移動の困難を理由にして世界市場において価値法則が成立しないことを主張するのは本末転倒である。

第二は、社会的需要と社会的供給の完全一致が社会的価値を成立せしめる前提条件であるとされている点にある。この点についても木下教授は次のように主張されている。

「社会的価値はなるほど社会的必要労働時間により決定されるものではあるが、それがいえるためには社会的需要と社会的供給の完全な一致あるいは社会的需要に完全一致した労働の配分ということが前提となっていた。こうした関係は実は一つの社会、したがって具体的には国民的単位⁷⁾において存在したものであった。」

社会的需要と社会的供給の一致は国民経済単位において存在する。しかし、この一致はあくまで事後的なものではあるが、社会的価値、したがって市場価値もその限りでは国民経済の内部において成立する。ところが、世界市場においては、こうした社会的需要と社会的供給との一致がみられないために、社会的価値すなわち国際価値も市場価値すなわち国際市場価値も存在しないとされている。

問題は、社会的需要と社会的供給の一致が国民経済内部においてのみ存在して、世界市場においては存在しないものなのであろうか、という点にある。これは、社会的労働の均衡的配分あるいは資本と労働の均衡的配分をめぐる問題でもある。世界市場においても社会的需要と社会的供給の一致はみられる。すなわち、ここでの世界的需要と世界的供給の一致は、直接的な形態においてではなく、国民的労働の配分という間接的な形態で実現されている。換言すれば、世界労働の均衡的配分は、世界市場を構成している各国民経済内部での国民的労働の国民的編成替えを媒介にして間接的に行なわれている

8) のである。このように世界的需要と世界的供給の一致が間接的な形態をとらざるを得ないのは、世界市場が各国民経済から構成された複合市場に他ならないからである。世界市場における世界的需要と世界的供給の独自性はこのような間接的性格にあると言えよう。したがって、世界市場においても世界的需要と世界的供給の一致が存在するのであるから、問題の国際市場価値は成立すると言わなければならない。それゆえ、世界市場における市場価値すなわち国際市場価値の存在を否定される木下教授の主張は、世界市場における社会的需要と社会的供給の一致すなわち世界的需要と世界的供給の一致の独自性、つまり世界労働配分の間接性を究明するという観点の欠如から導出されたものであると断言することができるであろう。

これまで、われわれは資本と労働の移動可能性の問題および社会的需要と社会的供給の一致の問題について吟味してきた。これらの問題は、いずれも資本と労働の社会的配分あるいは社会的労働の配分にかかわる問題であった。資本と労働の社会的配分を競争の視点から捉えれば、それは国民経済における競争の作用と世界市場における競争の作用の問題ということになる。国民経済においては、同種部門内部での競争と異種部門間での競争という二つの競争の作用がみられる。その結果、国民経済の内部では市場価値と生産価格が成立する。これに対して、世界市場においては、同種部門内部での同一の国際市場価格と国際市場価値の成立はみられるが異種部門間での利潤率の国際的均等化はみられない。したがって、世界市場における競争の独自性は、国際市場価値は成立するが国際生産価格が成立しない点にあると言えよう。

第三の問題点は、国民的規定性の国民的というのが総合的と捉えられているという点にある。木下教授によれば、国民経済における社会的規定性は世界市場においては国民的規定性として現われるとされる。この場合の国民的というのは総合的と理解されている。したがって、国民的価値法則というのは国民経済の個々の産業部門の価値法則ではなくて、国民経済の全産業部門の価値法則の総合、あるいは同種異種を問わない全産業部門の価値法則の総合を意味することになる。問題は、木下教授にあっては、社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則が世界市場においてまったく問題になってこないという点にある。だが、このような価値規定が世界市場で問題にならないということは、その本質において、世界市場における社会的に必要な労働時間という価値法則の存在を全面的に否定するものであると言えよう。このように、木下教授は、国民的規定性の国民的を総合的と理解されることによって、世界市場における価

値規定の法則を事実上否定されていると言うことができるであろう。

これまでの検討から、価値法則を国民経済の内部法則として捉え世界市場における価値法則の貫徹様式を否定するという木下教授の価値法則の理解はまさに転倒した議論であり、世界市場における価値法則の廃棄を主張したリカードへの逆戻りに他ならないということが明らかとなった。このような価値法則の理解は、世界市場における価値法則の独自性を真に解明するという観点の欠如から導出されてくるものであるということも明確になった。

- 1) 木下悦二「国際価値論の若干の問題について」、小野一一郎・行沢健三・吉信肅編『世界経済と帝国主義』、有斐閣、1973年、10ページ。傍点は引用者。
- 2) 木下悦二『資本主義と外国貿易』、有斐閣、1963年、103ページ。傍点は引用者。
- 3) 木下悦二、前掲書、101～102ページ。
- 4) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 206. 『資本論』第3巻第1分冊、マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳、大月書店、247ページ。マルクスは、資本と労働の移動を利潤率の均等化または生産価格範疇成立の前提条件として次のように述べている。「不断の不均等の不断の平均化がますます速く行なわれるのは、(1)資本がより可動の場合、すなわち一つの部面や場所から他の部面や場所に資本を移すことがより容易な場合であり、(2)労働力のある部面から他の部面へ、またある生産地点から他の生産地点へより速く動かすことができる場合である。」
- 5) 吉村正晴「貿易問題」、岩波全書、1958年、46～47ページ、参照。鈴木重靖教授も労資の移動の自由・不自由は決して価値法則の存否に関する事柄ではないと指摘されている。同「リカードの国際価値論について」、『山口経済学雑誌』第4巻第11・12号、1954年、4ページ。これとは対照的に、木原行雄教授は木下教授と同様、国際間の労働相互間の転換性、自由移動、競争関係が存在しないことを論拠にして、世界市場における価値法則の成立を否定する立場に立たれている。同「国際価値法則について」上、東京経済大学『産業貿易研究』23号、1964年、13ページ。
- 6) 国際的社會または世界市場では生産価格範疇が成立するための前提条件である資本と労働の自由移動が存在しないために、国際生産価格または利潤率の国際的均等化法則は成立しないということをはじめて解明されたのは名和統一教授であった。名和教授の業績はこの点を明らかにされたことにある。名和教授はこのような観点から、オットー・パウアー (O. Bauer, *Die Nationalitätenfragen und Sozialdemokratie*, 2. Aufl., Wien: 1924) やヘンリック・グロスマン (H. Grossmann, *Das Akkumulation- und Zusammenbruchsgesetz des kapitalistischen Systems (zugleich eine Krisentheorie)*, Leipzig: 1929, 有沢広巳・森谷克己訳『資本の蓄積並びに崩壊の理論』、改造社、1932年) の国際生産価格論の誤りを批判されたのである。名和統一『国際価値論研究』、日本評論新社、1949年、266～280ページ、参照。アルギーリ・エマニュエルの有名な『不平等交換論』、(A. Emmanuel, *L'échange inégal: Essai sur les antagonismes dans les rapports économiques internationaux*, Préface

et remarques théoriques de Charles Bettelheim, Paris: François Maspero, 1969) はこの「パウアーやグロスマン説の蒸し返し」（中川信義「国際貿易の理論問題」, 久保新一・中川『国際貿易論』, 有斐閣大学双書, 1981年, 112ページ）にすぎず, また, このエマニュエル説に依拠している限り, 本山美彦（『貿易論序説』, 有斐閣経済学叢書4, 1982年）や本多健吉（『資本主義と南北問題』, 新評論, 1986年, 199～201ページ, 参照）も同断である。

- 7) 木下悦二, 前掲書, 157ページ。傍点は引用者。
- 8) 国際的規模での需給の一致をはじめ主張されたのは村岡俊三教授であった。村岡教授は「世界市場を前提し, 必要とあらば外国貿易を想定する当面の論理段階では, 社会的需要は世界的なスケールで捉えられねばならぬはずであるし, またその需要に一致した労働配分も, 国民的労働配分において世界的な労働配分が行なわれるという迂回的な形をとってではあるが, 世界的なスケールで実現されると考えて差支えないし, また考えるべきだからである」と主張されている。同『マルクス世界市場論』, 新評論, 1976年, 158ページ, 注12。中川信義教授も同様のことを次のように述べられている。「国際分業といい, また国際交換といわれるのも, そこに世界労働の国際需要に見合った配分が諸国民的労働の配分という形を通してであれ, 行なわれているからであって, もしそのような労働の配分が行なわれていないとしたら, それは国際分業も国際交換も実在しないというにひとしい。」同「世界市場における価値法則と競争」, 高木幸二郎編『再生産と産業循環』, ミネルヴァ書房, 1973年, 所収, 217ページ。

V 世界市場における価値法則の修正

本節の課題は, 世界市場における価値法則の修正がどのように捉えられているのかを説明することにある。これについては木下教授は次のように把握されている。

「マルクスが価値法則の修正とみなすのは, 個々の商品の社会的価値, すなわち社会的必要労働時間の規定にかかわる問題としてではなく, 国々の国民的労働の全体としての生産性の問題として一国の国民的労働と他国の国民的労働の関係として提起されたからである。⁹⁾」

ここに木下教授による世界市場における価値法則の修正についての理解がもっとも端的に示されている。世界市場における価値法則の修正が個々の商品の社会的に必要な労働時間による価値規定の法則の問題ではなくて, 個々の国民的労働の全体としての生産性の問題として捉えられているということである。そこでつぎに, その問題点を検討していくことにしよう。

第一の問題点は, 木下教授が世界市場における価値法則の修正を個々の商品の社会的

に必要な労働時間による価値規定という価値法則の問題として捉えられていない点にある。このような主張は、国民的規定性から導き出されてくるものであると言える。国民的規定性という場合の国民的というのは、総合的ということであった。木下教授によれば、世界市場において問題となる価値法則とは、国民経済の個々の産業部門の価値法則なのではなくて、国民経済の全産業部門の価値法則の総合あるいは同種異種を問わない全産業部門の価値法則の総合を意味している国民的価値法則に他ならなかったからである。このような価値法則の特異な理解からすれば、個々の商品の社会的に必要な労働時間による価値規定の法則が世界市場においては何ら問題にはならないということになる。さらに、このような価値法則の理解からすれば、マルクスの労働強度の国民的相違に基づく世界市場における価値法則の修正、すなわち「労働時間の単なる長さによる価値の度量を変更する」¹⁰⁾という価値法則の修正はそもそも問題にはならないということになる。なぜならば、ここでいうところの価値法則とは、社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則に他ならないからである。したがって、木下教授にあっては、世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正命題は全面的に否定されていると言うことができるであろう。そして、この命題の否定は、「世界市場では世界的平均強度あるいは標準的強度が成立しない」¹¹⁾というかたちでより具体的に主張されているのである。

だが、問題は木下教授が主張されている世界市場における価値法則の修正は、はたしてマルクスが提起したそれと同じものなのであるかという点にある。

それでは、マルクスが世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正命題で提起した問題とは、いったいいかなるものであったのかということを見ることにしよう。マルクスはこの命題について次のように述べている。

「どの国にも一定の中位の労働強度として認められているものがあって、それよりも低い強度では労働は商品の生産にさいして社会的に必要な時間よりも多くの時間を費やすことになり、したがって正常な質の労働には数えられないことになる。与えられた一国では、労働時間の単なる長さによる価値の度量を変更するのは、ただ国民的平均よりも高い強度だけである。個々の国々をその構成部分とする世界市場ではそうではない。労働の中位の強度は国によって違っている。それは、この国ではより大きく、あの国ではより小さい。これらの種々の国民的平均は一つの階段をなしており、その度量単位は世界労働の平均単位である。だから、強度のより大きい国民的労働は、強度のより小さ

い国民的労働に比べれば、同じ時間により多くの価値を生産するのであって、この価値はより多くの貨幣で表現されるのである。¹²⁾」

この箇所においてマルクスが問題としている価値法則が、社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則であるということである。この箇所を理解するうえで、この価値規定の法則の確認は重要である。ところで、この引用文の前半においては次のようなことが述べられている。すなわち、どの国にも一定の中位の労働強度である社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則が成立している。つまり、中位の労働強度は価値規定労働になるということである。これ以下の強度の労働は、商品生産にさいしてより多くの社会的に必要な労働時間を費やすことになるために、中位の労働強度または正常な質の労働とはみなされないということである。「労働時間の単なる長さによる価値の度量を変更する」すなわち社会的に必要な労働時間による価値規定を変更するのは、国民的平均よりも高い強度すなわち中位の労働強度よりも高い強度の労働に他ならないということが述べられている。

これに対して、この引用文の後半では国内の価値法則の修正との対比で、世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正が言及されている。その内容は次の四点に要約できよう。

その第一は、世界市場における価値法則の修正という場合、いったい何が修正されるのかということである。このことは世界市場における価値法則の修正理解において決定的に重要である。まず、価値法則の修正という場合、それは「労働時間の単なる長さによる価値の度量」が変更されるということを意味しているということである。つまり、国民経済であろうと世界市場であろうと修正されるのは、「労働時間の単なる長さによる価値の度量」すなわち社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則なのである。そして、世界市場において修正される価値法則とは、「社会的必要労働時間そのものに他ならない国民的必要労働時間¹³⁾」による国民的価値規定なのである。世界市場における価値法則の修正は、世界市場での一商品の価値は国民社会的に必要な労働時間によっては規定されないということの意味している。

第二は、世界市場において価値法則の修正はなぜ生じるのかということである。それは各国の資本主義的生産様式の発展段階が相違しているために、各国の労働強度や労働の生産性が国民的に相違してくるからである。そして、世界市場において各国の中位の労働強度が一つの階段状をなしていること、つまり労働の国民的強度の相違によって、

世界市場における価値法則の修正が生じてくる。このことが修正の究極の根拠である。

第三は、世界市場における価値法則の修正に関するマルクスの問題提起とは、いったいいかなるものであったのかということである。それは、世界市場において一つの階段状をなしている各国の中位の労働強度を度量する共通の単位を定立させること、すなわち「世界労働の平均単位」という範疇の定立にこそあったということである。言い換えれば、それは、あの国やこの国の国民的価値法則が唯一の価値法則とはなりえない世界市場で、国際交換を規制するところの統一かつ絶対的基準を設定するという点にこそあったと言えよう。世界市場における「世界労働の平均単位」という範疇は国内の「中位の労働強度」という範疇に対応している。したがって、国内の「中位の労働強度」による価値規定が社会的に必要な労働時間による一商品の価値の量的規定を意味していたのであるから、「世界労働の平均単位」による価値規定は、世界市場における中位の労働強度または世界的平均強度を、すなわち世界市場における国際社会的に必要な労働時間による国際価値の量的規定を意味するということになるであろう。要するに、マルクスによる価値法則の修正命題における問題提起の核心は、「世界的または国際的必要労働時間¹⁴⁾」による国際価値規定、あるいは国際交換を規制するところの統一かつ絶対的基準に他ならない国際価値概念の定立にこそあったのである。したがって、世界市場における価値法則の修正とは、世界市場における価値法則の貫徹様式すなわち「国際間で¹⁵⁾の価値法則の貫徹様式」であると言うことができるであろう。

第四は、世界市場における価値法則の修正の具体的な発現様式についてである。それは強度のより大きい国民的労働は強度のより小さい国民的労働に比べて、同じ時間により多くの価値を生産し、より多くの貨幣で表現されているということである。このことを言い換えれば、世界市場では前者の一国民的労働日は後者の三国民的労働日と等しく、このようにして国際交換が行なわれるということである。これが国際価値法則に基づく国際交換の様式である。すなわち、国際交換は同一の国際価値を前提にはじめて可能なものとなり、強度のより大きい国民的労働と強度のより小さい国民的労働の国際交換は、貨幣表現を通して一国民的労働日と三国民的労働日との交換として現われてくるということである。

以上のことから、世界市場における価値法則の修正命題から労働強度の国民的相違に基づく世界市場における価値法則の修正を排除して、その命題を社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則の問題ではないとされた木下教授とは異なっ

て、マルクスは世界市場における価値法則の修正をまさに世界市場における価値法則の貫徹様式を説いていたということが明らかとなった。したがって、木下教授の見解では、世界市場における価値法則の修正でマルクスが提起した問題、すなわち世界労働の平均単位が各国の中位の労働強度の度量単位をなし国民的価値の国際比較にさいしての共通の度量基準をなすものであるという問題が完全に見おとされてしまうということにならざるを得ない。このことは、木下教授の見解が、その真意において、世界市場における価値法則または世界労働の平均単位を否定するものであるということを示している。

それでは、つぎに木下教授の世界市場における価値法則の修正論の本来の内容を検討していくことにしよう。それは、個々の国民的労働の全体としての生産性の問題であったが、その内容は次のようにより具体的に述べられている。

「世界市場においては、労働の生産力についてさらに著しい価値法則の変容を蒙る。元来、労働の生産力とは単位労働時間内に生産される生産物の量を示すものであるから、同一生産部門についてのみいいうる概念である。すなわち、生産力は使用価値生産にのみ関係し、生産力が高まっても同一労働時間に附加される価値の量には何の変化もないはずである。ところが世界市場では国々の同一生産部門の生産性が異なるために、より生産的な国民的労働は競争によってその販売価格が価値にまで引き下げられない限り、より多くの価値を生産する労働として実現する。¹⁶⁾」

ここにまた木下教授の世界市場における価値法則の修正についての特異な理解が示されている。その一つは、本来は使用価値にのみ関係し同一生産部門にのみかかわり価値量には何の変化をももたらさない労働の生産性が、世界市場では価値量の変化をもたらす概念へと変更されるということである。

しかし、木下教授は修正について、さらに次のようにも述べておられる。

「労働の生産性は本来使用価値生産にのみ関係する概念でありながら、またその比較は同一生産部門内部でのみいわれるものであるにもかかわらず、国際間の比較ではこうして個々の部門の生産力水準の相違を超えて国民的生産力水準なる概念にゆきつくのである¹⁷⁾」、そして「労働の国民的生産力水準とは個々の部門の生産力水準の平均であると同時に総合として存在すると表現できる¹⁸⁾」とされている。

ここで言われているもう一つの修正の内容は、国内においては同一生産部門内部にのみかかわりしかも個々の部門の生産力にのみかわる労働の生産性が、世界市場では国

民経済の全産業部門の生産力の平均または総合としての国民的生産力水準に変更されるということである。このように、木下教授による世界市場における価値法則の修正には、二つの意味があるが、これは以下で詳述するように、マルクスの本来の価値法則の修正とはまったく関係のないものである。

第二の問題点は、労働の生産性と価値量との関係が国民経済と世界市場とでは相違していることに世界市場における価値法則の修正の内実を求められている点にある。つまり、問題は、使用価値生産にのみ関係し同一生産部門にのみかわり価値量に何の変化をもたらさない労働の生産性が、世界市場では価値量に変化をもたらす概念に変更されるということが、はたして世界市場における価値法則の修正なのであろうか、という点にある。木下教授は国内においては労働の生産性は価値量に変化をもたらさないと主張されているが、決してそのようなことは言えないのではないだろうか。マルクスが「例外的に生産力の高い労働は、何乗かされた労働として作用する。すなわち、同じ時間で同種の社会的平均労働よりも高い価値をつくりだす¹⁹⁾」と主張しているとき、彼は国内における労働の生産性と価値量の変化との関係を説いているからである。つまり、国内においても労働の生産性が価値量に変化をもたらすということである。したがって、国内において労働の生産性が価値量の変化をもたらさないとされる木下教授の見解は当たらないと言えよう。まして、国内において価値量の変化をもたらさない労働の生産性が、世界市場では価値量に変化をもたらすという点に、世界市場における価値法則の修正を求められるのでは、決してマルクスのそれと同じものではないと言わなければならない。

さて、マルクスが世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正は、はたして木下教授が理解されているものと同じものなのであろうか。これについてマルクスは次のように述べている。

「価値法則は、それが国際的に適用される場合には、さらに次のようなことによって修正される。すなわち、世界市場では、より生産的な国民的労働も、そのより生産的な国民が自分の商品の販売価格をその価値まで引き下げることが競争によって強制されないかぎり、やはり強度のより大きい国民的労働として数えられるということによって、である。²⁰⁾」

ここで重要なことは、修正されるのはあくまでも価値規定であって、決して労働の生産性ではないということである。世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく

価値法則の修正は、労働の生産性が労働強度に還元される場合に限り生ずる。マルクスがより生産的な国民的労働を強度のより大きな国民的労働として捉えているとき、彼は労働の生産性を労働強度に還元して把握しているからである。だから、世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正は、世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正を前提にはじめて解けるのであって、逆にこれを否定したのでは、決して世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正は理解しえないものであると言わなければならない。

そのうえで、上の引用文の内容を敷衍すれば次のようになるであろう。すなわち、資本主義のより発展した国の資本は、その商品の世界市場における販売価格を国民的価値にまで引き下げることを国際競争によって強制されない限り、より多くの超過利潤を獲得する。したがって、より生産的な国民的労働は、同じ時間内により多くの国際価値を生産するものと見なされるのである。これが世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正についてのマルクスの立場である。

以上のことから、木下教授が主張される世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正論は、決してマルクスのそれと同じものではなかったということが明らかとなった。すなわち、労働の生産性の国民的相違に基づく世界市場における価値法則の修正を価値法則の問題として捉えられず、しかも、それを世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正との関連性をまったく無視される木下教授の見解は、決してマルクスのもではなかったということである。

第三の問題点は、国民経済における個々の労働の生産性が世界市場では全産業部門の生産力水準の平均であると同時に総合としての国民的生産力水準に変更されるということが、はたして世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正なのであるか、という点にある。これは、個々の部門の労働生産力が国民的労働生産力に変更されるということであって、何ら価値法則の修正をもたらすものではない。とはいえ、国民的労働生産力水準という概念は、木下教授の世界市場における価値法則の修正論において重要な意味をもっているものと思われる。木下教授はこの概念を次のマルクスの一節から導出されている。

「ある一國で資本主義的生産が発達していれば、それと同じ度合いでそこでは労働の国民的強度も生産性も國際的水準の上に出ている。だから、違った國々で同じ労働時間に生産される同種商品のいろいろに違った分量は、不等な國際価値をもっており、こ

これらの価値は、いろいろに違った価格で、すなわち国際価値の相違に従って違う貨幣額で、表現されるのである。²¹⁾

木下教授が主張されている国民的生産力水準という概念は、この労働の国民的生産性であるように思われる。問題は、ここでの労働の国民的生産性が、木下教授が主張されるように、はたして全産業部門の総労働生産力を意味しているものとして捉えてよいかという点にある。しかし、このパラグラフでは、決して全産業部門の総労働生産力が述べられているのではない。なぜなら、労働の国民的生産性が、「違った国々で同じ労働時間に生産される同種商品のいろいろに違った分量は、不等な国際価値をもっている」という文脈で述べられているからである。つまり、マルクスは労働の国民的生産性を同種部門の労働の生産性の国民的相違として捉えているのである。²²⁾ここでは、もっぱら同種商品が問題となっており、それゆえ、同種部門内部における労働の生産性の国民的相違が問題にされているとみるべきであろう。したがって、世界市場では同種部門の労働の生産性の国民的相違がまったく問題にならないとする木下教授の見解は、マルクスのものではないと言わねばならない。

問題はこれにとどまらない。木下教授によれば、このパラグラフにおいてマルクスが世界市場における価値法則の修正を論じているとされるからである。世界市場における価値法則の修正とは、木下教授にあっては、国々の国民的労働の全体としての生産性の問題であった。その論拠をこの労働の国民的生産性に求められている。木下教授にあっては、それは全産業部門の総労働生産力に他ならなかったのであるから、これを根拠にして世界市場における価値法則の修正がこのパラグラフで論じているとされているのであるが、それは当たらないであろう。なぜなら、このパラグラフでいう労働の国民的生産性とは同種部門の労働の生産性に他ならなかったからである。したがって、マルクスがこのパラグラフで世界市場における価値法則の修正を論じているというのも正しくないであろう。ここでマルクスが言及したことは、世界市場における同種商品の一物一価の法則、すなわち世界的または国際社会的に必要な労働時間による国際価値規定の法則のより具体的な貫徹様式なのであって、決して世界市場における価値法則の修正ではなかった。だから、このパラグラフにおいて世界市場における労働の生産性の国民的相違に基づく価値法則の修正が説かれているとする木下教授の見解はマルクスのものではないと言えよう。

第四の問題点は、個別部門の生産性と国民的生産力水準との関連性に関してである。

問題は、木下教授が「個別部門の生産性は、その国民的労働の国民的生産力水準に応じて異なる国際的価値を生産するという規定を媒介とした後にはじめて国際的価値生産における国際比較が可能となる²³⁾」と主張されている点にある。だが、いったいなにゆえに個別部門の生産性は国民的生産力水準を媒介にしなければならないのであろうか。このようなことはまったく必要ではない。個別部門の生産性の国際比較は直接的に比較可能であり、国民的生産力水準を媒介させることはかえって誤りでさえある。なぜなら、この場合、国民的生産力水準が個別部門の生産性を度量する基準として位置づけられること、そのことのために、その国で労働の生産性が発達している産業部門も労働の生産性が遅れている産業部門も、国際比較にさいしてはともに国民的生産力水準によって一律の評価を受けるということになってしまうからである。したがって、同種部門内部での労働の生産性の国際比較に際しては、全産業部門の総労働生産力である国民的生産力水準を媒介にすべきではないのである。

これまでの検討からも明らかなように、世界市場における価値法則の修正問題を価値法則の問題ではなく生産力の問題として捉えられる木下教授の立場は、決して世界市場における価値法則の修正を「労働時間の単なる長さによる価値の度量の変更」として捉えるという立場ではなかったということである。このことは、木下教授の国際価値論においては、世界市場における価値法則の修正命題を真に提起し得なかったということを実は意味していた。したがって、木下教授の国際価値論は決して世界市場における価値の共通の度量単位を設定し得るものではなかったのである。この主張は、木下教授にあっては決して国際間における価値比較を解明しうるものではないと言わなければならないであろう。

国際間における価値比較を行うためには、世界市場における価値の共通の度量単位または共通の度量標準が設定されていなければならない。つまり、国際間における価値比較は、世界市場における価値法則の修正を世界市場における価値法則の貫徹様式と捉える立場に立つことによって、はじめて解明され得るとのことなのである。

- 9) 木下悦二「国際価値論争」、佐藤金三郎他編『資本論を学ぶ』、有斐閣選書、Ⅱ、1977年、所収、175ページ。
- 10) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 584. 同訳、728ページ。
- 11) 木下悦二『資本主義と外国貿易』、133ページ。
- 12) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 584. 同訳、728ページ。
- 13) 中川信義「国際間における価値法則のモディフィケーションについて——世界市場と価値

法則(一)——, 大阪市立大学『経済学雑誌』第65巻第5号, 1971年, 59～60ページ。

- 14) 中川信義「世界市場における価値法則と競争」, 202ページ。
- 15) 中川信義「国際間における価値法則のモディフィケーションについて」, 65ページ。
- 16) 木下悦二, 前掲書, 134ページ。
- 17) 木下悦二, 前掲書, 135ページ。
- 18) 木下悦二, 前掲書, 136ページ。
- 19) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 337. 同訳, 418～419ページ。
- 20) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I., S. 584. 同訳, 728ページ。
- 21) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 584. 同訳, 728ページ。傍点は引用者。
- 22) 桑野仁「国際的価値とは何か」, 同『国際通貨の諸問題』, 中央大学出版部, 1973年, 所収, 220ページ, 参照。
- 23) 木下悦二, 前掲書, 137ページ。

VI 国際価値概念なき「国際価値」論

前節では、木下教授の国際価値論にあつては世界市場における価値法則の修正命題は存在しなかったということ述べてきた。本節の課題は、木下教授の国際価値論において国際価値概念がどのようにして、なにゆえに欠如してこざるを得ないのかを解明することにある。ところで、普遍的労働という概念は木下教授の国際価値論において重要な意味をもっている。したがって、われわれはこの普遍的労働の含意を検討することからこの課題の解明を始めよう。木下教授は普遍的労働をつぎのように規定されている。

「価値を形成する労働としては質においてドン詰りの人間的労働であるから、国民的労働であると普遍的労働であると変りない。異なるのはその度量単位たる簡単な平均労働であつて、これが国によって異なっているから、そのことが共通単位たる普遍的労働への還元を必要とするゆえんである。」²⁴⁾

普遍的労働には二つの意味があるとされている。一つは、価値の実体規定としての普遍的労働である。この場合の普遍的労働は「ドン詰りの人間的労働」として規定されている。もう一つは、価値の量的規定としての普遍的労働である。その場合の普遍的労働は世界市場における価値の共通の度量単位として規定されている。それでは、このような二つの意味が含まれている普遍的労働について検討することにしよう。

第一の問題は、普遍的労働の訳語に関してである。ここで問題となっている普遍的労働というのは、世界市場における価値法則の修正の箇所述べてられているところの

universelle Arbeit のことに他ならない。問題の箇所は次のようになっている。

「個々の国々をその構成部分とする世界市場ではそうではない。労働の中位の強度は国によって違っている。それは、この国ではより大きく、あの国ではより小さい。これらの種々の国民的平均は一つの階段をなしており、その度量単位は universelle Arbeit の平均単位である。だから、強度のより大きい国民的労働は、強度のより小さい国民的労働に比べれば、同じ時間により多くの価値を生産するのであって、この価値はより多くの貨幣で表現されるのである。²⁵⁾」

このように、universelle Arbeit は国民的労働と対置して論じられているのであるが、ここで重要なことは universelle Arbeit が世界市場との関連で説かれているという点にこそある。このことの含意は universelle Arbeit は世界市場と対応しているのに対して、国民的労働は「個々の国々」と対応しているということになる。したがって、世界市場に対応しているところのこの universelle Arbeit は、普遍的労働ではなくて、世界労働と訳されなければならないということになる。universelle Arbeit が世界労働ではなくて、普遍的労働と訳したのでは、この箇所は理解しえなくなるであろう。問題は、木下教授が universelle Arbeit を普遍的労働と訳しておられるという点にあるが、教授にあっては、世界労働と普遍的労働とが混同されていると同時に、両者を概念的に区別するという観点²⁶⁾がまったく欠落されているという点で問題があると言えるよう。

普遍的労働と世界労働とがまったく相異なる概念であるということは、「普遍的労働 (allgemeine Arbeit) というのはすべての科学的労働 (wissenschaftliche Arbeit), すべての発見,²⁷⁾ すべての発見である」というマルクスの普遍的労働の規定からみても明らかである。このように、普遍的労働とは科学的労働²⁸⁾のことであり、決して世界労働を意味するものではないのである。要するに、universelle Arbeit が世界市場に関係する概念であるという認識が木下教授には欠如していたということである。

それでは、世界労働とはどのような労働なのであろうか。これを考える際には、マルクスが世界市場との関連で述べている社会的労働は重要な意味をもってくる。

「しかし、ただ対外貿易だけが、市場の世界市場への発展だけが、貨幣を世界貨幣に発展させ、抽象的労働を社会的労働に発展させるのである。抽象的な富、価値、貨幣——したがってまた抽象的労働は、具体的労働がいろいろな労働様式の世界市場を包括する総体に発展するのと同じ度合いで発展する。資本主義的生産は、価値に、すなわち生

産物に含まれている労働の社会的労働としての発展に、もとづいている。しかし、これはただ対外貿易と世界市場という基礎の上でのみのことである。²⁹⁾」

ここでは、社会的労働が、市場の世界市場への発展に伴なって、抽象的労働から発展したもとして捉えられている。しかも、社会的労働は外国貿易や世界市場を前提としているということが力説されている。したがって、世界市場もしくは国際交換を媒介にして規定されたところの社会的労働が世界労働を指し示しているといえよう。だから、「国際分業体制の諸環」をになう労働、すなわち「世界的または国際社会的な再生産を³⁰⁾になう労働」が universelle Arbeit、つまり世界労働の内実をなしているのである。

第二の問題は、木下教授が普遍的労働を「ドン詰りの人間的労働」と規定されている点にある。このことを吟味するためには、木下教授の価値実体論がいかなる内容のものであるかということが明らかにされていなければならない。

価値を形成する労働としては質において「ドン詰まりの人間的労働」であるというのが、木下教授の価値の実体認識である。価値を形成する労働は抽象的人間労働であるとされている。たしかに、価値の実体をなしている労働は、その一面において、同じ人間労働であり、抽象的人間労働であり、それは「人間の脳や筋肉や神経や手などの生産的支出³¹⁾」という「生理学的意味での人間の労働力の支出³²⁾」をなしている。しかし、このような生理学的な意味での抽象的人間労働が、そのまま価値の実体をなすものなのであるか。このような抽象的人間労働は、社会的分業の有機的生産体制の諸環を担う限りにおいて、はじめて価値を形成する労働としての社会的労働となるのである。したがって、価値の実体認識に際してはこの社会的労働の観点が重要なのである。³³⁾さらに、価値の実体をなす社会的労働といっても、それは社会的分業と生産手段の私的所有を基礎として成立しているところの歴史的に独自の商品生産社会における社会的労働でなければならないということである。

以上のことから明らかなように、「ドン詰りの人間的労働」という抽象的人間労働を価値を形成する労働と捉えられる木下教授の価値実体論においては、社会的労働の観点が欠如しているということになる。

社会的労働の観点の欠如から次のような問題が生じてくる。それは、国民的労働や普遍的労働が社会的分業の諸環を担うかぎりにおいて、価値を形成する労働になりうるということが理解されなくなるという問題である。事実、国民的労働や普遍的労働は、木下教授にあっては、価値を形成する労働としては理解されていない。価値を形成する

労働はあくまでも「ドン詰りの人間的労働」のみにすぎない。だが、社会的労働の観点が欠如しているのであるから、「ドン詰りの人間的労働」も価値を形成する労働とは言えなくなる。

それにもかかわらず、木下教授が「価値を形成する労働としては質においてドン詰りの人間的労働であるから、国民的労働であると普遍的労働であると変りない」と主張される時、国民的労働も普遍的労働もともに「ドン詰りの人間的労働」であるということが言われているのである。このことは国民的労働や普遍的労働が抽象的人間労働に解消されているということの意味している。しかし、国民的労働や普遍的労働を抽象的人間労働であると言ったところで、これらの概念を何ら規定したことにはならない。なぜなら、国民的労働は国内市場を前提にして規定された、より具体的な形態規定性を与えられた労働であるからであり、同様に普遍的労働も科学的労働という具体的な規定性を与えられた労働だからである。したがって、普遍的労働を抽象的人間労働と規定される時、科学的労働という労働の具体的な規定性を捨象して労働の抽象的規定性に逆戻りしていると言えよう。ここに抽象的人間労働と普遍的労働との混同がみられるのである。

以上のことから、社会的労働の観点を欠いた価値の実体認識からは国際価値の実体としての世界労働を把握することも不可能とならざるを得なくなるということが明らかとなる。木下教授にあって、世界労働概念が欠落してくる所の真の理由は、世界市場における価値法則の適用の観点を全面的に否定するという視点にこそあったと言うべきであろう。

第三の問題は、価値の量的規定としての普遍的労働に関するものである。この場合の普遍的労働とは世界市場における価値の共通の度量単位としてのそれである。ここにおいては、世界労働と普遍的労働との混同がみられるものの、一応、世界市場における価値の共通の度量単位が提起されているように思われる。だが、世界市場における価値の共通の度量単位としての普遍的労働は、はたして木下教授の国際価値論から提起されてくるものなのであろうかということである。

前節からも明らかなように、国際価値関係説は、世界市場における価値法則の貫徹の立場、すなわち世界市場における社会的に必要な労働時間による一商品の価値規定という価値法則が作用するという立場を全面的に否定するという観点に他ならないということであった。したがって、国際価値関係説は、世界市場における価値の共通の度量単位

あるいは世界労働の平均単位という度量単位の定立を否定するという視点に他ならないということであった。だから、このような価値関係説からは、決して世界市場における価値の共通の度量単位としての普遍的労働という概念は導出されてくるものではなかった。

それにもかかわらず、他方において、国際価値関係説がこのような普遍的労働を説いているのである。これは明らかに矛盾していると言わなければならない。なぜなら、国際価値関係説が、一方において、世界市場における価値の共通の度量単位の定立を否定しておきながら、他方において、これを肯定しているからである。ここに、国際価値関係説の自家撞着、論理的一貫性の欠如が露呈していると言えよう。もし、木下教授が国際価値関係説を首尾一貫して主張しようとするのであれば、世界市場における価値の共通の度量単位を決して説くべきではなく、また、その逆に普遍的労働というかたちで世界市場における価値の共通の度量単位を主張しようとするのであれば、世界市場における価値法則の作用の否定の観点を撤回して、むしろ、世界市場における価値法則の貫徹の立場に立たなければならなかったはずである。木下教授が首尾一貫した論理を展開しようとするのであれば、上の二つのいずれか一方を主張すべきであったであろう。世界市場における価値の共通の度量単位の定立というのは、世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正を世界市場における価値法則の貫徹様式と捉えることによってはじめて可能なものになるのである。したがって、価値法則の修正問題を価値法則の問題として正しく把握されず、むしろ、その問題を生産力の問題に矮小化されてしまわれた木下教授の所説からは、決して世界市場における価値の共通の度量単位あるいは世界市場における価値の量的規定は設定されるものではなかった。

以上のことから明らかなように、世界市場における価値法則の貫徹の立場を全面的に否定する国際価値関係説は、世界労働を内実とする国際価値の実体規定と世界的または国際社会的に必要な労働時間による一商品の国際価値の量的規定の両者から構成された国際価値概念を決して定立させるものではなかったということである。言い換えれば、国際交換を規制するところの統一かつ絶対的基準をなしている国際価値概念が完全に欠落してこざるを得ない点にこそ、国際価値関係説の難点があるということである。国際価値概念なき国際価値関係説においては、国民的価値の国際比較とか、世界市場における各国の国民的労働相互間の関係とか、国民的価値の国際的価値への還元とかいった諸課題を解明することも不可能であると言わなければならない。

木下教授の国際価値論は世界市場における価値法則の否定の観点に他ならなかったのであった。国際価値関係説は、世界市場における価値法則の国民経済または国内の価値法則への矮小化であると同時に、「一国における諸商品の相対価値を左右するのと同じ規則が、二つあるいはそれ以上の国々のあいだで交換される諸商品の相対価値を左右するわけではない」と言うことによって、世界市場における価値法則の廃棄を主張したりカードへの逆戻りに他ならなかった。マルクスの完成された労働価値説の観点から、国際交換を規制するところの世界市場における価値法則の解明をみずからの国際価値論の課題として位置づけられてきた木下教授の国際価値論は、逆説的に言えば、世界市場における価値法則の否定の観点であり、世界市場での価値法則の原理的研究の無効性を主張された宇野弘藏教授³⁶⁾と同じ立場に立つものに他ならないと言えよう。

- 24) 木下悦二、前掲書、138ページ。
- 25) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 584. 同訳、728ページ。
- 26) 普遍的労働と世界労働とを概念的に区別されたのは中川教授であった。前者は空間も時間も超える労働であり、科学的労働であるのに対して、後者は空間を超えるが時間を超えない労働であり、それは国際価値の社会的実体をなすものであるとされている。中川信義「国際貿易の理論問題」、58ページ、参照。
- 27) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. III, S. 114. 同訳、131ページ。
- 28) 日本において科学的労働にいち早く注目され、それは普遍的労働のことであるということをも明らかにされたのは芝田進午教授であった。同『人間性と人格の理論』、青木書店、1961年；『現代の精神的労働』、三一書房、1969年。なお、普遍的労働に関しては、特に後者の著書で詳述されている。
- 29) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, 3, Teile, *Werke*, Bd. 26, S. 250. 『マルクス・エンゲルス全集』、大月書店、第26巻第3分冊、同訳、332～333ページ。傍点はマルクス。
- 30) 中川信義「国際価値論をめぐる若干の理論問題」、奥村茂次・村岡俊三編『マルクス経済学と世界経済』、有斐閣、1983年、所収、26ページ。
- 31) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 58-59. 同訳、59～60ページ。
- 32) K. Marx, *a. a. O.*, Bd. I, S. 61. 同訳、63ページ。
- 33) 社会的労働の観点から、価値の実体認識を強調された論者として、見田石介『資本論の方法』、弘文堂、1963年、佐藤金三郎『「資本論」と宇野経済学』、新評論、1968年、93ページ、がおられる。
- 34) 鈴木重靖「リカードの国際価値論について」、大内秀明「リカードの『外国貿易論』」、鈴木鴻一郎編『マルクス経済学の研究』下、東京大学出版会、1968年、所収、41～42ページ、参照。
- 35) D. Ricardo, On the principles of political economy and taxation, *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Volume I, London: Cambridge University Press,

1951, p. 133. 堀経夫訳『経済学および課税の原理』、『ディヴィッド・リカード全集』, 雄松堂書店, 第I巻, 1972年, 156ページ, 参照。

- 36) 宇野弘蔵「世界経済論の方法と目標」, 『社会科学の根本問題』, 青木書店, 1966年, 79～80ページ, 所収, 参照。木下悦二『資本主義と外国貿易』, 98ページ, 参照。

おわりに

世界市場からではなく国民経済から出発する木下教授の国際価値論においては、世界市場と外国市場とが概念的に混同され、前者が後者に矮小化されていた。このことは、世界市場が国内市場と外国市場との関係、すなわちある国の国民経済と他の国の国民経済との国際関係に解消されているということの意味している。世界市場の独自性を追求するという観点が欠如していた木下教授は世界市場概念を科学的に設定し得ず、世界市場における価値法則の独自の展開様式を解明することも不可能とならざるを得なかったということが明らかとなった。

世界市場における価値法則の修正をめぐる論点は、国際価値論の基本視角にかかわる重要かつ根本的な論点をなしている。木下教授の国際価値論における根本的な問題点は、世界市場における価値法則の修正問題が価値法則の問題として正しく把握されずに、生産力の問題として捉えられている点にこそあるということである。すなわち、世界市場における価値法則の修正を価値法則の問題として提起し得なかった木下教授の国際価値論は、その本質において、世界市場における価値法則の貫徹の立場を全面的に否定する観点に他ならないということが明確となった。

国際価値関係説の問題点は、世界市場における価値法則の貫徹の立場を否定する視角であるがために、国際交換を規制するところの統一的かつ絶対的基準である国際価値概念を、あるいは世界市場における価値の共通の度量単位を科学的に設定し得なかったという点にこそあった。いいかえれば、世界労働を内実とする国際価値の実体規定と世界的または国際社会的に必要な労働時間による一商品の国際価値の量的規定の両者から構成された国際価値概念の欠如こそは国際価値関係説の最大の難点をなすものに他ならなかった。国際価値概念は国民的価値の国際比較にさいして不可欠のものなのであるが、国際価値概念の定立を否定した国際価値関係説は、国民的価値の国際比較、国民的労働と国民的労働の国際関係、国民的価値の国際的価値への還元を決して解明し得るもので

はななかった。

したがって、国際価値論研究において国際価値概念を否定するということは、国際価値論を否定するために国際価値論を論じるに等しいと言わなければならない。要するに、木下教授においては世界市場における価値法則の独自性を究明するという観点が完全に欠落していたのであった。だから、世界市場における価値法則を一国内部または国内の価値法則へ矮小化せざるを得なかったのである。世界市場における価値法則の貫徹の立場を否定する国際価値関係説は、世界市場における価値法則の廃棄を主張したリカードと同じ立場に立つ観点に他ならないということであった。国民的価値の国際比較や世界市場における国際交換の解明は国際価値概念の定立によってはじめて可能なものになるということである。より厳密に言えば、その解明は、世界市場における労働強度の国民的相違に基づく価値法則の修正を世界市場における価値法則の独自の貫徹様式と捉えることによってはじめて可能なものになるということが明らかとなった。

本稿においては、世界市場における競争および信用の次元における価値法則の問題については捨象されざるを得なかった。だが、今日の世界経済の現実的かつ実践的な諸課題の解明のためには、このような次元における価値法則のより具体的な作用様式が明らかにされなければならない。国際価値論が解明しなければならない現代的課題として、世界市場における鉄鋼、自動車、半導体、農産物（石油・穀物）等の国際価格の決定機構、あるいは多国籍企業による国際移転価格、さらに国際通貨、またさらに世界市場恐慌、最後に海外直接投資・国際貿易による直接的・間接的な国際搾取と世界市場における階級関係の関係がある。このような課題が残されているが、その解明については他日を期したい。